

令和 6 年 第 7 回

色麻町農業委員会総会進行録

令和6年7月25日（木）

色麻町農業委員会進行録

令和6年7月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

議席	担 当	氏 名
1	農 地	菅 原 隆 行
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	鎌 田 一 宣
4	農 地	阿 部 きよ子
5	農 政	佐々木 範 雄
6	農 政	佐 藤 勝
7	農 政	堀 籠 慶 浩
8	農 政	武 田 公美子
9	農 政	齋 條 仁 美
10	農 地	早 坂 孝 悦
11	農 地	大 泉 貞 行
12		堀 籠 勝 恵

・出席委員 12名 ・ 欠席委員 0名

・会議録書記 千 葉 達 ・ 事務局長 山 崎 長 寿

議決事項 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請お意見決定について
議案第21号 農用地利用集積計画（案）の意見決定について

議 長	皆様、大変ご苦労様です。 定刻でございますので、只今から始めたいと思います。 本日の出席委員は12名です。 定足数に達しておりますので、第7回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
議 長	それでは、色麻町農業委員会会議規則第22条第3項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】
議 長	それでは、4番 阿部きよ子 委員、5番 佐々木範雄 委員を指名いたします。
議 長	議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。 ・・・省略・・・ それでは、議事に入ります。
議 長	議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について、を議題と致します。
議 長	事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	議案第20号、農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について。 農地法関係事務処理要領第4の1の（4）のアの規程により意見を決定するため審議されたい。 記書きについては、省略させていただきます。
議 長	事務局より番号1番の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号1番 権利の種類、所有権移転、有償、申請地、黒沢字木戸川〇番地 地目田、地積〇㎡、農地区分は第1種農地で判断理由は、「集落に接続して設置されている農地」と判断いたしました。渡人、〇〇さん、受人、加美町字原道端屋敷〇番地〇、〇〇さん、申請事由につきましては、現在、実家で親と同居しているが、子供も生まれ手狭となった。現在の居所の隣町で夫婦双方の実家からも近く生活環境を大きく変えずに住宅を建築する上で最適な場所で、子育てにも安心と判断した、ということと、第1種農地以外の土地も検討したが見当たらなかったことや、数多くの家屋は集合していないが一定の集落に接続し、農村地域でもあり閑静な土地で大通りからも外れ安心と判断し申

請地として選定した。

施設面積は、住宅○㎡、駐車場 3 台分○㎡、家庭菜園○㎡、通路部等○㎡となっております。

周辺農地への影響については、接触する農業用排水施設の接続があるため、土砂の流出等が無いよう法面を緩勾配とし、周辺農地への営農条件に支障を生じさせる可能性はないと判断しております。

なお、議案第 20 号 1 番資料をご確認いただき審議いただきますようお願いいたします。

議長

内容の説明が終わりました。

現地調査の報告を 10 番 早坂孝悦 委員よりお願いします。

早坂（孝）
委員

それでは、番号 20 番について、現地調査の報告をいたします。

去る 7 月 10 日、堀籠会長、大泉委員、それと私と千葉主査の 4 名で確認を行いました。

先ほど、事務局の説明にもありましたが、渡人の○○さんが以前、畑として利用していましたが、現在は規模縮小のため自己保全しており管理も行きとどいていました。また、住宅の新築によって周辺の農地への営農条件に影響はないものと判断しております。当日の午後に測量を行うとのことでしたので、後日、事務局で境界杭も確認しております。

委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。

議長

ご苦労様でした。

現地調査の報告が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長

全員賛成ですので、番号 1 番については、可と決しました。

次に事務局より番号 2 番の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号 2 番 権利の種類、使用貸借権、申請地、王城寺字権三前一番○番地、地目田、地積○㎡、渡人 ○○さん、受人 ○○さん、○○さん。農地区分は第 1 種農地で判断理由は、「おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と判断いたしました。申請事由につきましては、新築住宅建設用地として申請するもので、両親の住宅の隣接地であり生活環境の変化を伴わず住宅を建設する上で最適な場所でもあり後継者であること、子育て環境や将来、両親の介護面からも安心と判断した。第 1 種農地以外の土地も検討したが見当たらな

かったことや、数多くの家屋は集合していないが一定の集落に接続し、農村地域でもあり閑静な土地で大通りからも外れ安心と判断し申請地として選定した。

施設面積は、住宅○㎡、カーポート○㎡、家庭菜園○㎡、園庭○㎡となっております。

周辺農地への影響については、接触する農業用排水施設の接続があるため、土砂の流出等が無いようL型擁壁を設置することで、周辺農地への営農条件に支障を生じさせる可能性はないと判断しております。

なお、議案第20号2番資料をご確認いただき審議いただきますようお願いいたします。

議長

内容の説明が終わりました。

現地調査の報告を10番 早坂孝悦 委員よりお願いします。

早坂（孝）
委員

それでは、番号2番について、現地調査の報告をいたします。

現地調査日及び確認者は番号1と同様です。

確認の結果、先ほど事務局の説明にもありましたが、現在、当該農地は水稻や転作作物は作付け行われておらず自己保全となっており、適切に管理されていきました。住宅の新築によって周辺の農地への営農条件に影響はないものと判断しております。

委員各位のご審議を宜しくお願い申し上げ報告といたします。

議長

ご苦労様でした。

現地調査の報告が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長

全員賛成ですので、番号2番については、可と決しました。

議長

以上で、議案第20号農地法第5条の規定による許可申請の意見決定については、原案のとおり決定することを可といたします。

議長

次に議案第21号基盤強化法による農用地利用集積計画（案）の意見決定について、を議題といたします。

議長

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長

議案第21号、農用地利用集積計画（案）の意見決定について。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（所有者移転及び貸借権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画（案）を決定するため審議されたい。

記書きにつきましては、省略させていただきます。

議長 事務局より番号91番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号91番、権利の種類、所有権移転、売買、渡人、公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、受人、〇〇さん、申請地、吉田字船橋〇番地〇、地目田、地積〇㎡、契約金額総額で〇〇円です。申請理由は〇〇さんの規模拡大です。

議長 内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号91番については、可と決しました。次に番号92番の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長 番号92番、権利の種類、所有権移転、有償、渡人〇〇さん 受人 公益社団法人みやぎ農業振興公社 理事長 江畑正徳さん、申請地、黒沢字石神〇番地〇、地目田、地積〇㎡、外〇筆、総地積〇㎡、売買価格は〇〇円です。申請理由は〇〇さんの離農です。なお、次、公社から受け渡しになる方は、〇地区の〇〇さんです。

議長 内容の説明が終わりました。それでは、ご発言いただきます。

【「異議なし」の声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員「挙手」あり】

議長 全員賛成ですので、番号92番については、可と決しました。

議長 以上で、本日附議されました案件については全部終了いたしました。

これをもちまして、第7回色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 1 0 時 0 0 分

閉会時刻：午前 1 0 時 1 5 分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和 6 年 7 月 2 5 日

議 長（会長） 堀 籠 勝 恵 ⑩

署 名 委 員 阿 部 きよ子 ⑩

署 名 委 員 佐々木 範 雄 ⑩